

# 平成20年第4回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成20年6月20日（金曜日）

## 議事日程 第3号

平成20年6月20日（金曜日）午前9時開議

- |       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議案第82号      | 平成20年度建設機械整備ロータリ除雪車購入契約の締結について  |
| 日程第 2 | 請願第3号       | 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願  |
|       | 請願第4号       | 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する請願   |
|       | 請願第5号       | 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する請願   |
|       | 請願第6号       | 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する請願   |
|       | 請願第7号       | 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する請願   |
| 日程第 3 | 陳情第2号       | 国による公的森林整備の推進国有林野事業の健全化への意見書の提出を求める陳情                                 |
|       | 陳情第3号       | 観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの新築について                                       |
| 日程第 4 | 議案第70号      | 辺地に係る総合整備計画について   |
|       | 議案第71号      | みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について   |
|       | 議案第72号      | みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 5 | 議案第73号      | みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 6 | 議案第74号      | みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第79号      | 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について  |
| 日程第 8 | 議案第80号      | 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について                                    |
|       | 議案第81号      | 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について  |
| 日程第 9 | 発委第3号       | 国による公的森林整備の推進国有林野事業の健全化への意見書の提出について                                   |
| 日程第10 | 議長辞職について    |   |
| 日程第11 | 選挙第1号       | 議長選挙について  |
| 日程第12 | 議席の一部変更について | ※議席に変更がなかったため、日程第12は省略された。  |

- 日程第13 副議長及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員辞職について  
日程第14 選挙第2号 副議長選挙について  
日程第15 選挙第3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙について
- 日程第16 発議第4号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について  
日程第17 発議第5号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について
- 日程第18 閉会中の継続審査・調査申出について  
日程第19 字句等の整理委任について
- 

#### 本日の会議に付した事件

※ 日程第12「議席の一部変更について」は、変更がないため省略された。

---

## 出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 な し

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正 書記 深代和恵

## 説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

## 開 会

午前9時開議

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

本日は、6月定例議会最終日であります。関係者には、定刻までにご参集いただき誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により議事を進めます。

---

### 日程第 1 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度建設機械整備ロータリ除雪車購入契約 の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第1、議案第82号、平成20年度建設機械整備ロータリ除雪車購入契約の締結についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第82号について、ご説明申し上げます。

本件は、建設機械整備ロータリ除雪車の購入業務でありまして、水上支所の積雪寒冷地路線で使用していた平成8年度購入の同級除雪車の老朽劣化に伴い更新するものであり、財源は、3分の2について国土交通省機械購入補助金をあてるものであります。

指名競争入札を6月19日に実施した結果、コマツ新潟株式会社が2,184万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第82号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 議案第82号ということで提案を受けたのですけれども、19日に入札をして、20日の本会議にかけて、議会の議決を求めると言っても、これはちょっと難しいというふうに考えます。

もう少し、余裕を持っていただきたいというふうに思います。この除雪機の購入予算ですけれども、2,700万円という形で予算はなっています。予定価格はどのように立て

たのか、教えてください。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。  
（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 入札から契約、議案上程までの期間が短いという関係につきましては、備品購入費ということで、700万円以上の契約については、議会の議決を有するわけですが、この除雪機の補助決定が来ましたのが、今月の5日くらいだったと思うのです。そこから、現場、現説と言いますか、一応機械のこういう内容で、こうでというような形を取りまして、業者の見積り期間等を取りますと、昨日の入札がぎりぎりでございます。

なぜ、こんなに急ぐかと言うと、要は契約をしまして、発注します。そうしますとこれが結構期間を要しまして、今日の議決により契約いたしましても、11月いっぱいぐらいまで機械の、特殊な機械でございますのでかかってしまうと、これを1ヶ月先に延ばすと、これがまた12月いっぱいかかってしまうというようなことから、こういうかたちでお願いをするわけでございます。

それから予定価格につきましては、税抜きで2,537万円ございました。

業者数も述べた方がよろしいでしょうか。業者数は5社で、まずコマツ新潟株式会社、落札業者でございますが、入札価格は2,080万円、すべて税抜き価格ですが、次に、日立建機株式会社が2,228万4千円、東日本キャタピラー三菱建機販売株式会社が、2,362万3,500円、株式会社川崎マシンシステムズが、2,210万円、北関東TCM株式会社が2,249万円ございました。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 討論に入る前に、申し上げます。  
場内が大分気温が高くなってまいりました。  
上着につきましては、ご自由にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） 引き続き会議を継続いたします。  
これより議案第82号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。  
議案第82号、平成20年度建設機械整備ロータリ除雪車購入契約の締結についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第82号、平成20年度建設機械整備ロータリ除雪車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

- 日程第2**
- 請願第3号** 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願について
  - 請願第4号** 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願について
  - 請願第5号** 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願について
  - 請願第6号** 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願について
  - 請願第7号** 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願について

**議長** (傳田創司君) 日程第3、請願第3号、後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願についてから、請願第7号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願についてまでは関連する議題でありますので、以上5件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

**厚生常任委員長** (中村 正君) 本委員会に付託されました請願第3号、後期高齢者医療制度の撤廃を求めるについてから、請願第7号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願についてまでの5件は同一内容でありますので、一括して委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

担当課より、議会全員協議会での説明を受けましたので、早速質疑に入り、各委員からは、請願趣旨は分かるが、政府は修正案を示しているところでもあり、群馬県広域連合で組織している中、多市町村との兼ね合いもあるので慎重に対処すべきとの意見や同じく趣旨は分かるが撤廃とまでは行けない旨の意見の他、本請願に賛成する意見として、75歳からでなく、65歳からが良いと思う、いや若い人が負担する抜本的な見直しを、75歳以上の方を別枠にするのは法の下での平等に違反する等々の意見の後、再度担当課より、説明を受け、群馬県では新聞報道のとおり87%の方が軽減対象となっていて、国保の保険料と比べても、後期高齢者医療保険料は下がっていること、また資産税割で町では3千万円は軽減され、世帯の負担は軽減されている、老人保健は各町村で特別会計を組んでいたが、本制度は県単位として全県プールで負担し、この町は高齢者が多く、都市部の多くの人たちに応援して頂いている制度であるとの説明を受けた後、質疑、討論を終結し、採決の結果、本請願は委員会8名中、4対3を以て採択をされましたが、議員各位のご判断をお願い申し上げ委員長報告といたします。

**議長** (傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより請願第3号から請願第7号についてまで一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

**10番** (高橋市郎君) ただ今の委員長報告について、質問させていただきます。

今まで老人健康保険制度と言うことでやっていた、それを後期高齢者医療制度という制度を創設し、なぜそこに75歳以上の人たちを移行させる制度が必要であったか、なぜ必要になったかという、その点について、どういう議論がされ、またどうのご意見があったか、また委員長の意見も含めて、質問をさせていただきます。

**議長** (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

**厚生常任委員長(中村 正君)** これまでの老人保健制度の問題を解決すべく、長年にわたり多くの関係者が論議を積み重ねてきた上で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者とともに支え合うものとして設けられることになりました。

平成18年6月に参議院で可決して、3年を経過したところであります。

最新の自民党広報によりますと、長寿医療制度についての緊急アンケートを行いました結果、全国自治体の84%がこの制度を続けて欲しいとしています。

高齢者の方々の医療を国民全体で分かち合っていく仕組みは、高齢者の医療を守っていくためにも必要不可欠であると考えております。

**議 長(傳田創司君)** ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

**2 番(阿部賢一君)** 何点か、質問させていただきます。まず、この請願書なのですけれども、ここにすべての高齢者から保険料を取り立てる、また受けられる医療を制限し、差別するという請願になっておりますけれども、私個人的にはこういうことはあり得ないのだと思うのですね。この実際に、この制度がもう始まっているわけなのですけれども、保険料について、みなかみ町での取り組み状況等についてお聞かせ願いたいと思います。

また、受けられる医療を制限差別する、こういうことが本当にあり得るのかどうかという、その点についてもどのような議論がされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

**議 長(傳田創司君)** 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

**厚生常任委員長(中村 正君)** これまでは、加入する医療保険制度によって、保険料を負担する方、負担しない方がおまして、また町村によって保険料額に高低がありました。

後期高齢者医療では、高齢者の方々の間で負担を公平にするという考え方の下、後期高齢者の方々全員に、負担能力に応じて、保険料を負担していただきます。

また、原則として、同じ県内であれば、同じ保険料となります。

国民健康保険に加入されている方、サラリーマンで健康保険や共済組合の被保険者の方は、現在加入されている制度での保険料が、後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者であった方は、新たに保険料をご負担いただくこととなります。このため制度加入時から2年間、保険料を半額といたします。

さらに、20年度の特例措置として、年度の前半は凍結、後半は9割軽減としております。保険料の軽減については、保健福祉課より6月1日付の現況報告がありました。

みなかみ町の後期高齢者の総人数は4,083人、内訳といたしまして、75歳以上の高齢者3,896人、重度高齢者187人です。

軽減内容は、7割軽減2,448人で59.95%、5割軽減126人で3.08%、2割軽減222人で5.43%、軽減なし1,287人で31.52%となっております。

7割軽減の場合、月1,000円弱の保険料で、さらに9割軽減になると、500円になるそうであります。

国保税との試算では、月150円から650円安くなりました。群馬県内では87%が軽減対象であるそうでございます。

また、最新情報では、年金収入年額80万円以下の世帯は9割軽減され、さらに今年度

10月から3月までの保険料はいただかないことになりました。

受ける医療は制限するののかについては、当然ですが74歳までの方と変わらず、必要な医療は受けられます。また、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、特性を踏まえて、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指すことになっております。

また、診療報酬が支払われることになっている「終末期相談支援料」は当面実施しないということでありませう。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

3番林一彦君。

3番(林一彦君) この請願について、町としても、広域連合に38市町村で加盟しておりますけれども、みなかみ町でも議員の皆様の賛同を得てこれに参加しているということなのですけれども、この請願のとおり決定して、この制度を廃止して、広域連合会から脱退するということはできることなのでしょうか。

また、もしそうなったとしてですね、その後の医療については、町としてどういうふうにして行くのかということをお聞かせいただきたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 私も、町を代表して群馬県高齢者医療広域連合に出席している町長になんと説明したら良いか分かりませんが、群馬県内では同じ土俵で取り組んでおります。

委員会意見の中に、政府は修正案の骨子は出来ている、他町村との兼ね合いを考えた行動をするようにという発言がありました。重く受け止めたいと思います。

また、脱退云々の話がありましたけれども、この結果によって、すぐすぐ広域連合から抜けなくてはならないというものではないと思いますけれども、先程の縷々説明した中でも言ったかとも思いますけれども、とにかく中山間地である我がみなかみ町におきましては、大変高齢者の方々の人数が多いわけでありませうけれども、群馬県広域でやっているお陰ですね、要するに都会の働く世代の方々に大分助けられている部分があるのかなと、そんな風にも感じております。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 委員長報告は、採択ですよ。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) そうです。

議長(傳田創司君) 島崎栄一議員、よろしいですか、それで。ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 先程、6月1日現在のいわゆる町内の現況というものが出されましたけれども、この中にはいわゆる10月1日から新しく保険料が徴収されてしまう、そういう人たちも計算に入れあるのか、ないのか、あるいは来年の4月以降までというふうに一年間延長される被保険者についてはどうなのか、その2点をお聞きします。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)



厚生常任委員長（中村 正君） お答えしたいところなのですが、そこまで審議しておりませんので、お答えすることができません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） いや、答えられないって、審議してないって言うことではなくて、6月1日での町の現況の報告が、委員会の方にされて、先程、数字が75歳以上は3,896人ということで、それ以下、細かいことが報告されたわけですが、その中身について、今お尋ねしているのであって、審議されているかいないかの問題ではなくて、その中身について私が質問しているのは、10月1日以降は新しく保険料は年金から天引される人などについてはどういうふうに把握されているのかどうか、そこら辺で保険料の金額というものは大幅に変化してくるわけなんで、そういう点で今質問しているわけです。必ずしも下がって来るということはありえないと私は考えておりますけれども、いかかgでしょうか。

議長（傳田創司君） 厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 先程、内容については、お答えしたところでありまして、金額の云々そこまでは委員長として誠に申し訳ありませんが把握しておりません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで討論、採決の前に申し上げます。

請願第3号から、請願第7号については、後期高齢者医療制度の廃止・撤廃を求める意見書の提出を求める同一の内容につき、討論・採決についても一括にて行います。

それでは、これより一括して討論に入ります。

請願第3号から請願第7号についてまで、請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

議長（傳田創司君） 5番河合生博君。

（5番 河合生博君登壇）

5 番（河合生博君） 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について、反対討論をいたします。

本年4月からスタートした「長寿医療制度」は高齢化の進む中、年間約12兆円の現在の老人医療費が2025年、我々団塊世代が75歳になるとときには、25兆円を超えるという見通しを受けて、老人保健を見直し、長寿者の気持ちと健康状態に応じた長期医療の視点の中、長寿医療を財政面でしっかり支え、安心して長続きする制度にするために開始されたものであります。

前制度の老人保健では、各町村毎に会計を組んで実施しておりましたので、世代間人口分布で若者が少なく、高齢者が多い当町のような過疎化の進む地域にとっては、非常に財政的な部分においての負担額が多く、当町会計の破綻は目の前にあったのが現実であります。

新制度の長寿医療制度では、群馬県37市町村で始めた「群馬県後期高齢者医療広域連合」を単位として、県全体で同じ体制で現役世代間と長寿世代間との負担の公平を図ることにより、同じ所得であれば、原則として同じ保険料になりえます。

従って、県内同一基準の負担と、サービスが受けられることになり、県民の公平性が保たれることになり、過疎化の進む当町にとっては、歓迎こそすれ、撤廃などとはもってのほかであると思うものであります。

保険料について、厚生労働省が、4日付け上毛新聞で発表した後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料増減の調査結果で、群馬県は87%の世帯で負担が軽減され、栃木県と徳島県と並んで、全国最大の減少率でありました。

また現在7割軽減を9割軽減した場合でも全国第2位の負担軽減率になるのであります。

長寿医療制度は、現役世代と高齢者の負担を明確にし、また世代間で負担能力に応じて公平に負担して頂くとともに、公費(税金)を重点的に当てることにより、国民全体で支える仕組みとなっております。

これまでの国民健康保険は、町単位で運営しておりましたが、群馬県単位の保険制度とし、高齢者の医療をしっかり支えて行く制度であります。

また、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向にある高齢者の特性を踏まえ、生活を支える医療を目指しているものであると思います。

保険料についてですが、保険料は被保険者全員の人数割で負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」とがあり、その合計が保険料となり、基礎年金受給者で一人世帯(基礎年金額79万円の場合)は7割軽減となり、均等割額39,600円の3割で11,800円、所得割は0円で合計11,800円の年額保険料となります。1ヶ月約1千円であります。9割軽減された場合は、500円くらいになると思います。

同じ世帯で国民保険料で算定しますと、均等割23,500円、平等割22,500円で合計46,000円、7割軽減となり、均等割7,050円、平等割6,750円で合計13,800円の年額保険料となります。1ヶ月約1,150円であります。

国民保険料と後期高齢者保険料との比較で毎月150円、後期高齢者保険料が減少したことになります。

さらに9割軽減がされますと、650円の減少となり、納付についても、今盛んに言われておりますけれども、一般的に年金からの納入で、高齢者の方々の手間を煩わせないで納付することができる、交通手段のない私の周りの人たちは、その部分では非常に喜んでおります。

私は、この長寿医療制度の不都合な部分は、国政でしっかりと改めていただくよう努力をしていただきたい。そして、日本国を支えて頂く、これからの現役世代にも負担はなるべく少なくし、高齢者は健康で長生きできるよう努力をし、またしていただきながら、長寿医療制度はしっかりとした制度に育っていく、また育てていかなければならないと確信しております。

この制度を町民には丁寧に説明をして、理解をして頂くこと、このことが町当局、そして我々の責務であると思っております。

ましてや、これは国政での問題であり、町議会で取り扱うべき事案ではないとそのように信ずるものであります。

こんなことがきっかけで、群馬県後期高齢者医療広域連合を脱退ということになりましたら、当町は大変な事態に陥ります。

そして、その引き金を引いた町議会も大変な事態に陥ることになるのではないのでしょうか。このようなことはいたずらに町民を惑わし、不安に陥れることでもございます。

よって、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に対しては反対を表明して、議員各位の賛同を求め、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 賛成討論を始めたいと思います。

後期高齢者医療制度ということで始まりましたけども、見直して欲しい点があります。

まず第一は、全協でも述べたとおりですね、同居を否定するような、お年寄りと家族との同居をブレーキかけるようなそういう制度になっています。

同居している方が保険料が高くなる、別居した方が安くなるということで制度設計的にですね、家族みんなで協力しようということをブレーキかける仕組みになっていますので、そこはぜひ見直して欲しい。

それから2点目は、市町村独自の努力をしにくくしている、市町村独自の努力がしにくい制度だなと思います。実際、長野県ですね、医療先進県、先進の村、医療費を下げるため、保険料を下げるために健康運動を進めてですね、村のお年寄りを健康にすれば、医者にかからないから保険料が安くなるよということで、予防的な運動したりですね、お年寄りが病気にならないように励ましたりとか、そうやって保険運動を一生懸命進めている村では、今回のこの制度になって保険料が上がります。だから、独自の努力ができない仕組みになってしまいますので、その点はこの制度の欠陥だと思います。

この2点がありますので、このまま賛成する、通すというよりは、この委員長報告どおりですね、採択して、一旦廃止して、そういう間違いを正した方が良いと思います。

議長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（8番 穂苅清一君登壇）

8番（穂苅清一君） 後期高齢者医療制度に関する、この意見書について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度に対する、この問題、いろんな角度から論議されて然るべきですが、やはりできてしまってからではもう遅いというような感じがしております。

そういうなかで政府は、次から次へと見直しをせざるを得なくなる、そういう事態に国民の世論の中で追い込まれているのが実態ではないかと思えます。

高くなっている保険料、手間を省くために天引にしてありますから、決して便が良いために天引をしているのではありません。

そういう点から考えますと、後期高齢者医療制度が発足から、国民の非常に厳しい批判があり、先程言いましたように凍結ということもせざるを得ない状態です。

実施から僅か2ヶ月半経ちまして、また再び、もう一回見直しをしなくちゃならないような事態に追い込まれているわけです。

こういう見直しを繰り返さなければならないということは、この制度のそもそも根本からの矛盾というものはっきりと示しているのではないのでしょうか。

見直しのつぎはぎでは、非常に分かり難い制度が、益々複雑になってきてしまいます。今までの医療保険制度と比較すると、非常に複雑回避というような、そういう状態になっ

ているのは事実であります。

まして、高齢者の方が率直に直ぐ分かるような制度では決して、ありません。ですから高齢者を年齢で差別する、この差別制度、これを根本からやっばし直していく、これが間違っているから、私たちはこれを廃止し、一から出直さなければならないというふうに考えているわけです。

国は今、医療にお金をかけ過ぎるということで、経済の足枷になるという、そういう在官の言い分で医療費の削減が至上命題になっております。そういう点で医療の危機が非常に深刻になっているということを指摘はされております。

確かに国は、そういう中で、骨太の方針というような名称で、社会保障費を毎年2, 200億円減額していくという方針がされて、国の予算は年々減らされてきております。

昔みたいな20兆円が社会保障費で、大型の公共事業や軍事費関係が50兆円というような、そういう時代からもっともっと医療費については削減せざるを得ないような、してくるそういう現実が今まであります。

そういうことによって、一番社会保障費の削減の対象になってくるのは、後期高齢者のこの医療費の削減であるわけです。

したがって今回のこの制度というものは、そういうところが出発の始まりに、出発点になっているというふうに私は考えるわけです。

ご存知のように75歳以上の人は、戦後の荒廃期を本当に地域においても、家庭においても、一生懸命働いて、それで築いてきた、その地域や家庭、そういう努力が今現在、家庭の中にも地域の中にも見られていると思います。そういう人たちが年を取って、病気になったときに、その面倒を国が見ない、これはもう棄民政策じゃないですか。

ご存知のように、35年前には、医療費が無料化という時代がありました。

しかし、その後において、無料化どころかどんどんどんどん値上がりして、今日までできているのではありませんか。国民皆保険とは言え、言って、言われて、皆保険制度が1961年から発足しておりますけれども、そういうものが本当のこの社会保障、高齢化社会を迎える中において、そういう方向が本当は正しいのであって、今回のような後期高齢者医療制度の推進ということは決して、正しいとは私は言えないと思います。

かつてトップレベルにありました日本の医療制度、それは小泉構造改革以来、OECDの各国から比較すると最低レベルに今なっております。

医師の問題も深刻です。過剰どころか、OECD各国の人口あたりの医師数と比べてみると、十数万人も現在不足しているのが現状です。病院の外来や病棟の閉鎖、そういうものが各地で相次いでいる実態もあります。

イギリスでは、1980年代ですが、サッチャー政権が医療費抑制政策を取って、医療費制度が根本から崩れてしまいました。

入院手術は、一年以上待たなければならない、それがもう当たり前になっております。ブレア政権が、医療費増加政策に転換して、医学部の定員を50%増やすなどしておりましたけれども、実行は上がっておりません。

不用意な医療費の抑制というものが非常原理化を医療制度の荒廃に響いてくる、回復には莫大な支出や時間を要してしまうわけです。

日本はそういう事態にならないという保障は決してありません。アメリカは既にそういう事態にイギリスに続いてなっております。

75歳で保険制度に線を引く、こういう合理的な理由というものは、一体どこにあるの

でしょうか。1800の、30の、全国の地方自治体がありますが、このうち既に550の自治体がこの制度に対して見直しをし、中止を求める、そういう意見書を国に提出しております。非常に真面目な真摯な態度であると私は考えます。

全国の医師会も30以上で見直し、廃止を主張しているではありませんか。

そういう点では議会の皆さんが、そういう点を十分理解した上で、ぜひこの後期高齢者医療制度の廃止をすべきであることを賛同して頂き、この意見書に対して、私は賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 後期高齢者医療制度に関する意見書について、賛成討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、2000年11月に「国民健康法」が改正された際に採択された、附帯決議に遡っております。

決議には、高齢者医療は別立ての制度をつくる、診療報酬は定額制・包括払いを導入するなど、今の後期高齢者医療制度の原型がありました。

その後、2006年に法案は強行採決されました。10年間にわたって、政府税制調査会会長を務めた加藤寛氏は、「強行採決して無理矢理成立させた」と批判して、「すぐに、現行制度をやめて、豊かな人がお金を払い、貧しい人は年金から取らないような形にしなければならない。」と主張しております。

群馬県医師会をはじめ、全国の医師会のうち30都府県の医師会がこの制度に「異議あり」との声を上げております。茨城県や島根県では、反対のポスターを作成して廃止を求めています。兵庫県医師会長の西村亮一氏は、「人間は生まれてから死ぬまで同じ生命、同じ人間です。75歳で線を引くことは全くおかしい。」「医療や福祉や教育は消費でなく、投資です。将来に対して安心して、生まれてきて良かったと思えるように国は投資すべきです。」と言っています。

日本の医療は崩壊の危機に立っております。社会保障政策が、国民の社会保障を破壊してしまうというような本末転倒の現象が起きております。医療が本来果たすべき役割を放棄しようとしております。

「人生の最終コーナーを力走中の75歳以上を隔離する無神経と非情さは許せない」と毎日新聞編集局顧問である岩見隆夫氏も同紙のコラムで述べております。

年をとって病気になったとき、その面倒を国が見ないとしたら、これは国民を棄てるような政策です。

かつてトップレベルにあった日本の医療制度は、小泉構造改革以来、最低のレベルになってきており、医師は過剰どころか不足気味で、病院の外来や病棟の閉鎖が相次ぐ深刻な状況になっております。

75歳で保険制度に線を引く合理的理由がなく、中曽根康弘元首相も、TBSの放送で「名前が機械的で冷たい、至急元に戻して、新しく考え直す必要がある。」と、この考えを示しております。

塩川正十郎元財務大臣、堀内光雄自民党元総務会長、野中広務元官房長官、古賀誠自民党選挙対策委員長なども、与党のなかにもこの制度はまずいとの意見が出ております。

年齢で差別するこの設計図に問題があります。補修だけでは直せません。

経過期間が過ぎれば、今ある軽減措置も元に戻ります。

さらに2年ごとの見直しで、団塊世代が75歳になる2025年には2倍の16万円。2055年には58万円にもなります。

上毛新聞の論説でも、「政府の見直しで、高齢者の理解を得られるだろうか疑問だ。」として、「原点に戻って、もう一度知恵を出し合ってもらいたい。」と述べております。

先程、みなかみ町が、後期高齢者医療制度から脱退するというふうな発言もありましたが、みなかみ町が脱退しろと言っているのではなくてですね、国の制度を廃止して、見直しをして欲しいということを意見書を求めています。

脱退するなど町民を脅して、いたずらに不安を煽るようなことは止めていただきたいと思えます。後期高齢者医療制度の廃止をすべきであることを申し上げて、賛成討論いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第3号から請願第7号についてまでの討論を終結いたします。

請願第3号、後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願についてから、請願第7号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願についてまでを起立により採決いたします。

請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立少数であります。

よって、請願第3号、後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願についてから、請願第7号、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書に関する請願については、不採択とすることに決定いたしました。

---

**日程第4 陳情第2号 国による公的森林整備の推進国有林野事業の健全化への  
意見書の提出を求める陳情**  
**陳情第3号 観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの  
新築について**

議 長（傳田創司君） 日程第4、陳情第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出を求める陳情についてから、陳情第3号、観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの新築について、以上2件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました陳情第2号、陳情第3号について、委員会における審査の経過と結果について、一括にてご報告いたします。

まず、陳情第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出を求める陳情について、ご報告いたします。

林業を取り巻く、厳しい状況の中、森林所有者の森林経営意欲を創出するための政策、民間による整備が困難な水源林等、広域森林の整備に対する公的機関の役割強化、さらには過疎化、高齢化が進む中、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みを求めるものであります。

委員からは、地球温暖化が大きな問題となっている中、自然に対する関心が高まり、自然の重要性を求める意見が多く、またみなかみ町は、水と森を守る防人宣言をし、上下流交流を通して、自然の大切さをアピールし、自然環境を守りながら、町の活性化を図ろうとしています。以上、質疑を終わり、採決の結果、本陳情は、全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

次に、**陳情第3号、観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの新築について**、ご報告いたします。

本陳情は、大穴町営駐車場内にあるトイレが旧式であり、老朽化しているのでバリアフリータイプのトイレを新築して欲しいというものであります。

以前は、大穴スキー場協議会が管理運営をしてきましたが、18年6月より大名区を管理者として、指定管理をしております。

昨年、一部ではありますが改修工事をしています。担当課からは、藤原大滝沢に整備をしているサッカー場に国交省でバリアフリーのトイレを整備してくれる、たくみの里のトイレは汲み取り式であるとの報告を受け、委員からは、陳情の趣旨は理解できるが、今日の町の財政状況を考えると使用できるものは使用して欲しい、バリアフリータイプのトイレの所在を示した案内看板を設置して対応しては等の意見があり、以上質疑を終わり、採決の結果、本陳情は全会一致を以て趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、陳情第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第2号の質疑を終結いたします。

次に、陳情第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

これより陳情第2号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

陳情第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出を求める陳情は、採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより陳情第3号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第3号の討論を終結いたします。

陳情第3号、観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの新築についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、観光地みなかみ町にふさわしいバリアフリー式トイレの新築については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

#### 日程第4 議案第70号 辺地に係る総合整備計画について

#### 議案第71号 みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について

#### 議案第72号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第4、議案第70号、辺地に係る総合整備計画についてから、議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

一括して所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第70号、辺地に係る総合整備計画についてから、議案第72号についてまで、以上3件を一括して委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第70号、辺地に係る総合整備計画について、ご報告申し上げます。

辺地の定義とは、一般的に交通等の条件に恵まれず、他の地域と比較して、格差のある地域を言います。

具体的に申し上げますと、買い物等にも不便、経済的、また文化的諸条件に恵まれない山間地等を示すということです。

特にこの度は、辺地に該当する藤原地区を一辺地にすることで事務の効率化が図れること、さらには有利な財源措置を講じて、平野部、また山間地に住む方々にできるだけ格差のない生活をおくって頂きたいという政策に基づいての計画でございます。

具体的には、今回該当地区に冬期間の安心した生活や円滑な交通と安全の確保を図るた



めに、除雪車を整備する計画でございます。今年度に1台、次年度以降、計画期間内に、2台目を整備し、2年計画ということであります。

予算にいたしまして、1台2,700万円を2台、計5,400万円ではありますが、一般財源1,800万円のうち辺地対策事業債の交付税算入の率の質疑には80%ということでございます。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

具体的な内容としては、一般行政事務の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等が法令に基づいて、適正に行われているか、あるいは効率的、能率的に行われているかといった観点から監査を実施するものでございます。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

今年4月1日から、後期高齢者医療制度の施行に伴い、それらを支援するために、国保税においても、従来の医療保険分、介護保険分に加え、後期高齢者支援金分が新設をされ、今後増加する医療給付費に対応するため、所得割の税率を0.5%引き上げるものであります。

主な質疑では、今後の国保の先行きをどのように考えているのかには、国保会計は他の会計と違い、収入に応じて支出を抑制することができず、支出に合わせて予算を組まなければならないという難しさがあります。当然、医療費が上がれば、保険料も見直さなければならないということになるということであります。

また、この増額に関して、審議会の内容を聞きたいとのことですが、増加する医療給付費に対応するため、所得割税率の0.5%増をお願いし、ご理解をいただいたということでございます。

しかし、制度がなかなか分かり難いという意見もあり、担当課としても常々勉強し、今後も国の動向を見ながら、対応していきたいとのことでありました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、議案第70号から72号までの委員長報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第70号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

次に議案第71号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

次に議案第72号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

これより議案第70号について、討論に入ります。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。  
議案第70号、辺地に係る総合整備計画についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、辺地に係る総合整備計画については原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第71号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。  
議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(傳田創司君) これより議案第72号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。  
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の改正について、反対討論を行います。

市町村の国民健康保険の財政が危機に陥ったのは、小泉構造改革以来、毎年、社会保障費の増加を2,200億円抑制して、国が国庫負担を減らし続けたことと、規制緩和で非正規雇用を増やして、低賃金の労働者を国民健康保険にしか入れないような状況に追い込んだことにあります。国庫負担の水準を回復して、雇用に対する企業の責任を果たせることが政治の責任だと思います。

4月から後期高齢者医療制度が始まり、老人保健負担金は75歳以上の後期高齢者支援

金に変わり、65～74歳も前期高齢者納付金を納付しなければなりません。

後期高齢者だけでなく、現役世代の保険料も急増しております。

健保組合連合会の調査では加盟の1,502組合中141組合（10%）が値上げをしました。国が負担金を減額したため健保組合は4,300億円、政府管掌組合保険は1,500億円、共済組合保険は1,100億円の合計6,900億円の負担増になります。

町も、近隣他市町村が保険料を据えおく中、0.5%アップを提案しました。

すでに廃止された老人保健の医療費支払いが4千万円生じたことと、前期高齢者分1,800万円の支出を支払基金が3年間先送りにしたため、財源が不足するとの説明です。

老人保健の支払いはこれが最後であり一時的です。3年経てば先送りした支払基金の支出も受けられます。不足する部分は当面、一般会計で負担し、保険料を上げることなく、町民の負担を軽減することを申し上げて反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

市町村国保は、市町村の特別会計として運営されておりますが、収入に応じて支出を抑制することはできず、支出に合わせて予算を組まなければならないこととなります。

医療費が増加している状況では、保険料の値上げか一般会計からの繰入れにより賄わなければならないこととなりますが、被保険者への直接の負担増となる保険料のみには頼れないために、やむなく一般会計からの繰入れが増えているという状況が全国的に見られております。一般会計からの繰入れは国保加入者以外の住民も含めた負担となることから、不公平感を招く懸念もあります。

さらに、国は国庫負担の割合についても、財政難を理由に保険給付費ベースで50%から現在では34%まで引き下げられており、市町村国保の財政を圧迫している現状にあります。

国民皆保険制度のもと発足した市町村国保制度であります。1975年には自営業や公的医療保険のないサラリーマンの加入率が87%を占めていましたが、2005年になると自営業からは43%になり、無職の人が54%に増加しております。

国保財政の悪化は、増加する一方の医療費ばかりが原因でなく、制度自体が破綻していることを国は十分に認識し、地域によって住民の負担の格差がなくなるような広域化などの検討や国庫負担の割合を元に戻す努力を強く要望いたします。そして、国におきましても、徹底した無駄な歳出をなくしていただき、この国民健康保険の国庫負担に割当てに、捻出にもっと強く取り組んで頂きたいと考えております。

このような状況下で、今回のみなかみ町国民健康保険税条例の一部改正については、医療給付費に対応する必要最小限の引き上げであることから理解するものであり、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第73号 みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第5、議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

担当課より、平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間にわたり、住民基本カードの交付に係わる手数料は、徴収しないというものであり、現在169人の方が交付を受けているに留まり、なお5月1日からは戸籍等の発行申請に身分の証明を明らかにする物が必要になったとのこと、この条例は、国の時限立法であるため、3年に限る旨の説明の後、質疑、討論を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げます、委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第73号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

これより議案第73号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第74号 みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定について**

議長（傳田創司君） 日程第6、議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本議案は、国が定める区域、区分基準の範囲内で町の条例を制定し、企業立地重点促進区域における緑化率等の規制緩和を行い、企業の進出及び拡張を容易にしようとするものであります。

みなかみ町には、企業立地重点促進区域として、政所地区、真庭地区、栃原農耕団地、須川平農耕団地があり、区域区分として、政所地区、真庭地区を乙種区域に、栃原農耕団地、須川平農耕団地を丙種区域にしてあります。

町の基準は、乙種区域では、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上、それぞれ下限を採用し、丙種区域では町の開発指導要綱の設計基準を準用し、緑地面積率は3%以上、環境施設面積率は、それに5%を加算したもので設定してあります。

委員からは環境施設を含むということについて、区分はどうなっているのか、規制緩和で未満という設定はおかしいのではとの意見があり、担当課よりは、施設全体でクリアするという、多いのはいくら多くても良い、工場の増築が発生すれば、それ以内で調整をすとの答弁をいただき、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第74号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

これより議案第74号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苅清一君。

（7番 原澤良輝君登壇）

8番（穂苅清一君） 議案第74号について、反対討論をいたします。

今、委員長により報告がされたところではありますけれども、環境についての審議があまり十分されていないのではないかとというような懸念もあります。

今、国では7月に環境を守ることをテーマに北海道洞爺湖サミットが開催され、世界各

国から首脳や環境保護団体等が集まります。

地球の温暖化を食い止めるためにもCO<sub>2</sub>削減の方法などが議題になりまして、日本のCO<sub>2</sub>削減計画は、各国に比べて非常に消極的であるというふうに批判されているところでもあります。

そういう点で考えますと、現行の今までの工業立地法がありますけれども、これは大企業の施設を建設する場合に、緑地規制があります。目的は周囲の生活住環境を守り、地球の温暖化を防止することやヒートアイランド現象への対策の効果もあり、この工場の緑地が乱開発を防ぐ、そういう役割もあり、一定の緑化の規制をしているのは当然のことであろうと思います。

今後、企業立地促進に関する法律では、地方自治体が重点促進区域を設けた場合の緑地率、緑のある率を緩和することができるようになってしまっております。

非常にこれは問題であろうと思います。例えば、先程の説明の中にもありましたけれども、政所、真庭の乙種区域についてですが、現行の国の環境の施設については25%以上の緑地ということで定められております。

これを今度の新しい条例では15%以上にすっていうことになっております。つまり10%低下しております。緑地面積については20%以上を10%以上にすということ、これも同時に10%、いわゆる緑の部分が削減されるような、そういう条例になっております。

これは先程触れた企業立地促進の法律や工場の立地法に照らしても法の趣旨に反するようなそういうことに対して町が進んで緩和するという、一定の基準があって、温暖化を防止するという点で、緑の区域を増やすような努力をしなければならない時にですね、これを削減していくような、そういう緩和措置というものは私はすべきでないと思います。

これが通ってしまうと、早速7月から、この条例が制定されるわけですがけれども、それに対しては私は以上のような理由で、反対いたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時35分から再開いたします。

（10時19分 休憩）

(10時36分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(傳田創司君) 議案審議に入る前に申し上げます。

先程、議案第73号につきまして、「議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例」と申し上げるべき所を誤って、「みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」と読み上げてしまった部分がありましたので、お詫びして、訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

## 日程第7 議案第79号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について

議長(傳田創司君) 日程第7、議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,576万2千円を追加し、総額を126億3,342万2千円とするものであります。

歳入の増額で主なものは、14款国庫支出金1,970万8千円の増額、これは旧須川小学校の跡地利用の認定こども園改修費が主なものでございます。

歳出で主なものは、10款教育費、補正予算としては大きな数字8千万円であります。その内容であります、当初はトイレ、シャワー、床、階段等の主な改修を計画をし、当初予算では約4千万円と提案してありましたが、その後、建築基準法、また消防法の適用により安全布設等の指導を受け、費用が増額したものであります。

なぜ当初から分からなかったのかとの質疑には、県や消防署と打ち合わせた時期が予算編成期とずれたためということです。

また新たに新治地区の該当する子供の保健指導、食育指導を兼ね備えた子供支援センターの併設も含まれており、この8千万円の予算の約半分3,993万円が国の補助が適用されるということでございます。

この委員長報告が、最後となりますので、この「認定こども園」について、一言発言をお許し願いたい。

新治地区の学校問題は、小学校の統合問題から様々な紆余曲折がありました。この須川小学校は、「認定こども園」として大きく生まれ変わろうとしています。

この「こども園」は、大人、国の都合で今後も様々な垣根があると思われれます。

しかし、純粋無垢な子供たちは、毎日、「おはよう！また、明日遊ぼうね！」という会話を交わしながら、帰っていきます。同じ地域、近所で生まれ育っても、親の都合、また家族の環境でやむなくそれぞれの園に通園せざるを得ない状況が今日です。

その中で関係当局や町も、財政面以上に将来の子供たちの育成を考えた上での決断と思  
います。今後においても深いご理解の上で議論を願えますよう心から念じるところでござ  
います。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て、原案のとおり可決すべきも  
のと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
まず、議案第79号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

これより議案第79号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（3号）につい  
て、反対の討論を行います。

平成20年度の予算が成立したのは3月14日です。まだ2ヶ月しか経過をしてないの  
で、すでに補正予算は第3号になりました。

「予算の編成はこれで良いのか。」と首をかしげる議員は私1人ではない考えます。

特に補正予算第3号は、その思いを強く感じるものです。

認定こども園予算の4千万円が、いきなり8千万円に補正するという事です。

新治地区の平成20年3月現在の6歳までの児童数は248人です。

児童数200人近くの認定こども園規模は適正かどうかは別にして、近隣市町村にも例  
がない大規模な幼保一貫施設です。

特に認定こども園制度は発足したばかりです。お母さんやお父さんが心配する気持ちも  
分かります。保護者や関係者は、子供の教育や安全面について、しっかり検討されている  
ものと、そういうふう信じていたと思います。

工事にあたり、関係の土木事務所や消防署に相談したら、「小学校は使えません。排煙や  
誘導灯などは、児童用施設に変更して下さい。」と言われたとの説明です。

200万円や300万円が少ないとは思いますが、「その程度の変更なら仕方ない。」  
と誰もが納得するのではないしょうか。

しかし、4千万円の2倍の8千万円がかかります。しかも、国土交通省の集落活性化推  
進事業補助金を導入して事業をする、さらに町全体の「子育て支援センター」も併設する  
との説明です。これでは国土交通省の事業規模に合わせて計画変更するようなものです。

認定こども園の適正規模化と子育て支援センターの役割の検討が必要ではないかと思  
い、補正予算には適しないと思います。

次に、観光振興計画策定業務委託料200万円が全額減額をされます。

理由は、県やJRとの関係で延期との説明ですが、当初予算では、この観光振興計画に  
基づいて、事業を実施するため、観光戦略プラン実践事業補助金というのが1千万円観光  
まちづくり協会に交付されることになっております。

できてない観光振興計画に基づき1千万円の補助金を予算計上するのもおかしなことな  
のですけれども、事情が変わり観光振興計画が取りやめになったならば、これに基づく補



助金の方も取りやめるという手続きもするべきではないかと思ます。

給食費が値上げをされます。材料費の値上りということですが、認定こども園の4千万円、観光計画作成が中止になった1千万円の補助金などと比べれば、293万円は町が負担すべきです。

自衛隊募集の補助金も認められません。以上申し上げて、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ7,576万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億3,343万2千円とするものであり、歳入においては、19年度決算における剰余金を3,216万7千円を当てるなど、考慮されており、歳出の主なものとしては、当初予定していた東京電力による中越沖地震等の影響により、復旧費等が嵩んだための赤字に伴う法人、町民税の還付の徴税費1,544万1千円の増額や10款教育費の4,065万円の増額については、主に認定子ども園の整備事業の増税によるものであり、この事業については、昨年よりハード・ソフトの両面から、検討を進めていたと聞いておりますが、施設整備に当たって、建物の用途を小学校から児童福祉施設へ変更する必要が生じたことにより、事前協議を行った結果、消防法や建築基準法により、空調や消防設備工事の追加が指示されたための増額であり、ぜひ必要な補正と思ます。その他民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費等においても、町民と町の協働によるまちづくりにつながったり、町民に直結する補正であったりと、それぞれ必要な補正と思ます。以上申し上げ賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第80号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

**議案第81号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について**

議長（傳田創司君） 日程第8、議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）についてから、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上2件を一括議題といたします。

一括して所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

**厚生常任委員長（中村 正君）** 本委員会に付託されました議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、委員会における審査の経過と結果について、一括にてご報告申し上げます。

始めに**議案第80号**について、ご報告申し上げます。

担当課より歳入歳出それぞれ4,055万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,455万4千円とすること、また老人保健拠出金が当初の予算よりも大幅に上回った旨の説明の後、質疑を終わり、採決の結果、本案は賛成多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第81号**について、ご報告申し上げます。

担当課より施設改良工事費を450万円増額補正するもので、水上駅前鹿野沢地区の107メートルの区間の無散水事業にともなう水道管理事業で耐震性のあるポリエチレン管を敷設するものであるとの説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

**議長（傳田創司君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第80号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

次に議案第81号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

これより議案第80号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

**8番（穂苺清一君）** 議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対いたします。

この補正予算には、前期高齢者納付金約40万円ですが、追加されております。

町の説明によれば、当初予定していなかったそうではありますが、今75歳以上の後期高齢者医療制度について、町民の大きな怒りがわき起こっている時に、この前期高齢者については、国を含めて町も町民に早くから周知すべき問題がいくつもあったはずであります。

65歳から74歳までの前期高齢者については、すでに町の3月定例議会において、国保税を年金から特別徴収、天引するという、そういう国保条例の改正を賛成多数で可決しております。

私はそのときに、この件については反対いたしましたけれども、したがって後期高齢者医療制度はもちろん廃止しなければなりません、この制度に便乗する形でもって、この

前期高齢者納付金というものが出されておりますので、これを追加計上したこの議案に対しては反対せざるを得ません。以上です。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4番(山田庄一君) 議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正は、当初予定していなかった前期高齢者納付金が発生したことと、老人保健医療の実績が予想よりも大幅に上回ったための病院等にかかったときの医療費であり、誰もが安心して、医療を受けることができるため、費用が当初見積もりを超えて増額したものであります。そのため保険税の増額、国庫、県費の増額により賄い、国保会計の運営を行っています。

国保会計はその制度上、高齢者割合の高いことや低所得者が多いことなど、厳しい経済情勢の影響を強く受けるものですが、町国保会計はこうした中にあっても、被保険者の健康維持、増進のための努力が見られます。

したがって、国民健康保険事業の運営上、適切な補正と認められますので、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については賛成の意見を表明し、討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第81号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 発委第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出について

議長（傳田創司君） 日程第、発委第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者久保秀雄より提案理由の説明を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 発委第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森林労連全国林野関連労働組合利根沼田分会執行委員長、中島龍児氏より陳情として提出され、陳情内容の実現に向けて意見書の提出を求めるものであります。

先の委員長報告にもありますように、産業観光常任委員会で慎重に審議した結果、全会一致を以て採択すべきものと決定したものであります。

議員各位のご賢察を賜り、ご議決いただけますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発委第3号について、質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番（速水一浩君） 内容的には、非常にこのとおりで、私も3月定例会で森林整備隊について一般質問をして、同じような内容を述べていると思うのですが、何点かちょっと、意見書の中で確認をしたいことがあるのですが。

まず、1番の環境税等、税制上の措置という、環境税等という、この環境税が委員会の中でどういう内容なのかということを確認したのかどうかと、それともし議論がなければ、今、国で検討を始めているのが、企業のCO2の排出量の割合による税制ということで検討を始めているのだと思うのですが、その辺になると果たして、国有林の面積等で配分されるかどうかという、非常に危惧を持っている一人です。その辺のことを、もし委員会の中で議論がなければ、委員長の私見をお聞かせ願えればと思います。

それと、4番の2行目、国による管理運営体制の堅持という言葉が入っているのですが、まず水上地区のことでちょっとお話をさせてもらおうと、元は営林署というのはあって、相当な体制で林業従事者、素材生産者と今は言うらしいですけれども、そういう方々がかかり下請けなんかで働いていたと。

その後には、どんどん林野庁が縮小をされていくわけですが、森林管理事務所だとか、森林管理センターだとかということでもどんどん縮小されて、ついに水上地区内にそういう出先がなくなってしまっているわけですね。

そういう中で、今の状況をこれは堅持と言うことになるのではないかと思いますのでけれども、私の私見では、これから、これだけの広大な森林面積を持っているところは災害だとか、当然地球温暖化とかを含めて、今回の補正予算の中にも、森林整備隊の結成を目指す調査費のような形で50万円付けて頂いているわけですがけれども、やはり地方自治体がある程度、しっかりと主力になって、これから森林整備を進めていかなければ、誰もやってくれないのではないかとというのが私の私見にはあるわけなのでけれども、その辺の委員会での議論があったかと、もしなければ、差し支えなければ、委員長の私見をちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 環境税等の議論については、委員会の中では言及されておられません。またCO2の排出、企業間のやりとりと言いますか、それによることについても同じく意見交換がされておられません。

言われますように、今、みなかみ町の大多数、約7割が森林であります。

この森林をどのように維持していくかというのは、町も大変重要な課題のひとつであろうと思います。

委員長報告の中でも申し上げましたように、水と森林を守る防人宣言、これを町は宣言しております。こういった宣言に則って、森林の管理、またもっと幅広いことで言えば、育成、こういうものに力を入れて行くべきだと、このことが町の主幹産業である観光にもつながっていくのかなど、これが現実の状況ではないかなど、こんなふうに私自身は認識しております。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第3号の質疑を終結いたします。

これより発委第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第3号の討論を終結いたします。

発委第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化への意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。13時05分まで休憩したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（11時08分 休憩）

(13時05分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長(傳田創司君) 副議長と交代いたします。副議長、登壇して下さい。  
暫時休憩いたします。

(13時06分 休憩)

---

(13時07分 再開)

副議長(本多秀律君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第10 議長辞職について

副議長(本多秀律君) 日程第10、議長辞職についてを議題といたします。  
傳田創司議長から、議長辞職願いが提出されました。  
地方自治法第117条の規定により、23番傳田創司君の退場を求めます。  
(23番 傳田創司君除斥)

副議長(本多秀律君) 事務局に辞職願いの朗読をいたさせます。事務局長。  
(事務局長朗読)

副議長(本多秀律君) お諮りいたします。  
みなかみ町議会議長傳田創司君の辞職を許可することにご異議ございませんか。  
(「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり)

副議長(本多秀律君) 異議がありましたので、起立により採決いたします。  
みなかみ町議会議長傳田創司君の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

副議長(本多秀律君) 起立多数であります。  
よって、みなかみ町議会議長傳田創司君の辞職を許可することに決定いたしました。  
23番傳田創司君の除斥を解きます。  
(23番 傳田創司君入場・着席)

副議長(本多秀律君) 傳田創司君に申し上げます。  
みなかみ町議会議長職の辞職については、許可されたことを告知いたします。  
ここで傳田創司君より、ご挨拶をいただきたいと思えます。

23番(傳田創司君) ただ今、みなかみ町議会議長職の辞職につきまして、許可をされたことの告知をいただきました。

ご挨拶の許可を得ましたので、一言申し上げさせて頂きたいと思えます。

振り返ってみますと、新町みなかみ町として、合併して2年8ヶ月、私こと18年5月から初めての選挙の後、議長として丸2年間、微力ながら、何ら波風もなく、同士議員始め、当局関係者の皆様方に大変なご協力をいただくことができました。

しかし、このたびの5月14日臨時会において、任期問題に端を發し、議会を混乱させてしまいましたが、今期6月定例会は、皆様のお陰をもちまして、正常化にご理解をいただき本当に有り難うございました。

今後は一議員としての立場で初心を忘れることなく、町政発展のために、立派な総合計

画並びに基本条例を基に明日へのみなかみ町、魅力ある住み続けたい町、住んでみたい町になるように、今は非常に厳しいけれども一致団結をしながら、健全財政を求め、希望と明るさを求めて、議会の使命を十分に発揮しながら活動を続けていきたいと考えております。

どうか今後とも、よろしくお願い申し上げます。授かりましたご協力に感謝を重ねて申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。本当に有り難うございました。

（拍手）

---

副議長（本多秀律君） 暫時休憩いたします。

---

※ 暫時休憩中に議長選挙の準備がされた。

---

副議長（本多秀律君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第11 選挙第1号 議長選挙について

副議長（本多秀律君） 日程第11、選挙第1号、議長選挙についてを議題といたします。  
議長選挙については投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ご異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。  
議場の出入口を閉めます。  
（議場閉錠）

副議長（本多秀律君） ただ今の出席議員は、23名であります。  
次に立会人を指名いたします。  
立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、5番河合生博君及び16番鈴木勲君を指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。  
念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。  
（投票用紙の配布）

副議長（本多秀律君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。  
（「なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたさせます。  
（投票箱点検）

副議長（本多秀律君） 異常なしと認めます。  
ただ今から、投票を行います。  
投票用紙に氏名を記載の上、職員が点呼いたしますので順次投票をお願いいたします。  
（事務局長点呼、各議員投票）

副議長（本多秀律君） 投票漏れはございませんか。  
（「なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
これより開票を行います。  
開票におきましては、5番河合生博君及び16番鈴木勲君の立会いを求めます。  
（開 票）

副議長（本多秀律君） 議長選挙の開票結果をご報告いたします。  
投票総数 23票で出席議員と符合いたしております。  
有効投票数 23票  
無効投票数 0票  
有効投票中 傳 田 創 司 君 22票  
阿 部 源 三 君 1票

以上のおりであります。  
この選挙の法定得票数は、6票であります。  
よって、傳田創司君が、みなかみ町議会議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。  
（議場開錠）

副議長（本多秀律君） ただ今、議長に当選されました傳田創司君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

傳田創司君、当選の承諾及び議長就任のあいさつを登壇の上、お願いいたします。

副議長（本多秀律君） これをもちまして、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。  
議長傳田創司君、議長席にお着き願います。

---

副議長（本多秀律君） 暫時休憩いたします。  
（13時30分 休憩）

---

（13時31分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## 議長就任あいさつ

議長（傳田創司君） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
ただ今、議長選挙におきまして、当選をさせて頂きました傳田創司でございます。  
座ったままで、よろしく申し上げます。全く思っても見なかった結果に自分自身驚きでいっぱいでございます。  
自分を信じ、一票を投じさせていただいた、その一票は必ず出ると確信をしておりましたけれども、まさかこのような結果になろうとは思っておりませんでした。夢ではなく、現実であります。つねると痛さを感じます。  
実は昨日は、議長室の私物、また机の周りも整理をさせて頂きました。  
川場村の武尊山山開きに、そしてキャンプ場のオープンに参加をいたしまして、郡議長



会の同志の議長、そしてまた沼田市議会議長にもこれが最後だと言うことで、ご挨拶もしてまいりました。そんな中、本日このような結果をいただき言葉もございません。

ただ、結果を真摯に受け止め、改めて今後どうあるべきかを考えなければならないと思っております。大変ご迷惑をおかけしたわけでありますけれども、本当に温かい皆様のご協力を得まして、またここに座ることができました。

本当に有り難うございます。

（拍手）

議 長（傳田創司君） 議会は、車の片輪だと思っております。

当局の提案に対して、私どもは、議会の使命をきちっと果たすことが、大事ではないかということは、どなたも思っているとおりであります。

今までも本当に活発に議論をし、結果を出してまいりましたけれども、今後はより以上に総てに力を注ぎ、討論を重ねながら、自分たちが言うだけでなく、言ったことに責任を持つという議会体制づくりに専念していきたいと思います。

言い放しではなく、発言するなら、発言に責任を持って、その裏付けをもって当局に迫りたいと思います。そして、我々は町民党という立場の中で、町民の幸せのために頑張っを行かなければならないと考えております。

ぜひとも、今後ともよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

議 長（傳田創司君） 涙が止まりませんが、また言葉もまとまったご挨拶ができませんが、これをおもちまして、お許しをいただき、就任にあたりましての挨拶にさせていただきます。有り難うございます。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） ただ今から、議事運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

※日程第12「議席の一部変更」については、議席の変更がないため省略された。

### 日程第13 副議長及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員辞職について

議 長（傳田創司君） 日程第13、副議長及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員辞職についてを議題といたします。

ただ今、本多秀律副議長から、副議長辞職願いが提出されました。

地方自治法第117条の規定により、20番本多秀律君の退場を求めます。

（20番 本多秀律君除斥）

議 長（傳田創司君） 事務局に辞職願いの朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

みなかみ町議会副議長本多秀律君の副議長職及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員職についての辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、みなかみ町議会副議長本多秀律君の副議長職及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員職についての辞職を許可することに決定いたしました。

20番本多秀律君の除斥を解きます。

(20番 本多秀律君入場・着席)

議長(傳田創司君) 本多秀律君に申し上げます。

みなかみ町議会副議長職及び利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員職についての辞職については、許可されたことを告知いたします。

ここで本多秀律君より、ご挨拶をいただきたいと思っております。

20番(本多秀律君) ただ今、辞職をいたしまして、辞職に対するこのような機会を設けて頂きまして誠に有り難うございます。

振り返りますと、2年前の臨時議会において、副議長選挙では予想を上回る満票に近い得票により、副議長の職に当選させて頂きました。

お陰様で、2年間、順調に議事、議案、議会運営その他問題なく処理できましたことは議長始め議員各位の協力があればこそであり、感謝の気持ちでいっぱいです。

過日の臨時議会では、審議予定の常任委員会及び議会運営委員会の委員の指名選任が審議未了、流会となりました。町執行部を始め、議員各位、とりわけ合併後の町の将来に不安を抱いております町民の皆様には大きな不信と危惧の念を抱かせましたことに対し、副議長の職として心からお詫びを申し上げ、誠に簡単ではありますが、私の副議長の職を辞任いたします謝辞といたします。大変にお世話になりました。

(拍手)

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

※ 暫時休憩中に副議長選挙の準備がされた。

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第14 副議長選挙について

議長(傳田創司君) 日程第14、選挙第2号、副議長選挙についてを議題といたします。

副議長選挙については投票で行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉錠)

議長(傳田創司君) ただ今の出席議員は、23名であります。

次に立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、6番山田庄一君及び17番森下直君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配布）

議 長（傳田創司君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

（投票箱点検）

議 長（傳田創司君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に氏名を記載の上、職員が点呼いたしますので順次投票をお願いいたします。

（事務局長点呼、各議員投票）

議 長（傳田創司君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

開票におきましては、6番山田庄一君及び17番森下直君の立会いを求めます。

（開 票）

議 長（傳田創司君） 副議長選挙の開票結果をご報告いたします。

投票総数23票で出席議員と符合いたしております。

有効投票数 23票

無効投票数 0票

有効投票中 中 村 正 君 13票

本 多 秀 偉 君 10票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、中村正君がみなかみ町議会副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開錠）

議 長（傳田創司君） ただ今、副議長に当選されました中村正君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

中村正君、当選の承諾及び副議長就任のあいさつを登壇の上、お願いいたします。

### 副議長就任あいさつ

副 議 長（中村 正君） ただ今、皆様方のご配慮を賜りまして、副議長に就任させていただきました中村正でございます。

副議長という職に就きまして、大変重く責任を感じるところでございますけれども、傳

田議長をサポートすべく、誠心誠意、努力する所存でございます。

それには議員各位のこれまで以上のご協力と、町を良くしようという、その純真な気持ちをまた新たな形で発揮して頂ければと思っております。

また当局の皆様方におかれましてもよろしくご指導賜りますことをお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。有り難うございました。

(拍手)

議長(傳田創司君) 以上で、副議長選挙についてを終わります。

---

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。  
(13時58分 休憩)

---

(13時59分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## 日程第15 選挙第3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙について

議長(傳田創司君) 日程第15、選挙第3号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙につきましては、組合が議会と同じ形式をもって運営されており、組合規約第5条により、みなかみ町では2人の議員を選出することになっております。

そのうち1人は、組合規約第6条第1項により、議長を当てることになっております。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決定いたしました。

---

議長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

---

議長(傳田創司君) 会議を再開いたします。

---

- 議 長（傳田創司君） 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に中村正君を指名いたします。  
今までの慣例的な例からも副議長にお願いをいたしたいと思ひます。  
ただ今、指名しました中村正君を当選人とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、ただ今、指名しました中村正君が当選されました。  
当選されました中村正君が、ただ今議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されたことを告知いたします。
- 
- 議 長（傳田創司君） 以上で、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員選挙についてを終わります。
- 
- 議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。14時30分から再開いたします。  
（14時00分 休憩）
- 
- （14時37分 再開）
- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 

#### 日程第16 発議第4号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について

- 議 長（傳田創司君） 日程第16、発議第4号、みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任についてを議題といたします。  
事務局より発議の朗読をいたさせます。事務局長。  
（事務局長朗読）
- 議 長（傳田創司君） 以上、朗読のとおりであります。常任委員会委員の選任につきましては、みなかみ町議会委員会条例第2条により、議会に3常任委員会をおき、その構成は総務文教常任委員会8人、厚生常任委員会8人、産業観光常任委員会7人となっております。  
お諮りいたします。  
常任委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名選任したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
- 
- 議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。  
（14時39分 休憩）
- 
- （14時41分 再開）
- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 
- 議 長（傳田創司君） これより常任委員会委員の指名を行います。

総務文教常任委員会委員に、  
前田善成君、阿部賢一君、林一彦君、林喜美雄君、原澤良輝君、鈴木幸久君、根津公安君、  
私、傳田創司、以上8人を、

次に厚生常任委員会委員に、  
穂苅清一君、島崎栄一君、高橋市郎君、中村正君、河合幸雄君、鈴木 勲君、本多秀律君、  
阿部源三君、以上8人を、

次に産業観光常任委員会委員に、  
山田庄一君、河合生博君、久保秀雄君、小野章一君、森下直君、速水一浩君、倉澤長男君、  
以上7人を、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました以上の諸君を、それぞれの常任委員会に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたしますので、各常任委員会を開催し、正副常任委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終わるよう委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

---

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。15時15分から再開いたします。

（14時43分 休憩）

---

（15時18分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（傳田創司君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に、鈴木幸久君、同副委員長に、林喜美雄君、  
厚生常任委員会委員長に、 本多秀律君、同副委員長に、鈴木 勲君、  
産業観光常任委員会委員長に、小野章一君、同副委員長に、河合生博君、  
以上で報告を終わります。

ここで、各常任委員長より挨拶をいただきたいと思います。

まず、総務文教常任委員長、鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 議長のご指名を受けましたので、一言ご挨拶を申し上げます。  
先程の常任委員会で、委員長を指名いただきました鈴木幸久でございます。大変なる重責に身の引き締まる思いでございますが、議員各位のご協力を得て、一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日は何分にもサプライズの多い日だと感じております。何れにしましても、一生懸命やらさせていただきます。有り難うございます。

（拍手）

議長（傳田創司君） 次に、厚生常任委員長、本多秀律君。

（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）

厚生常任委員長（本多秀律君） 先程の常任委員会におきまして、私個人的には、非常に固辞をさせていただいたのですが、どうしてもという話が再三にございまして、誠に微力ではございますが、厚生委員会の委員長ということで拜命をいただきました。

ご案内のとおり、厚生行政、大変に社会的に問題のある部署でございます。健保はじめ、介護、そして先程来、多くの問題がありました後期高齢者医療制度の話、まして上下水道、非常に生活に密着した分野でございます。大変な皆様方のご協力がある中で、いかにして厚生行政をやっていくかということが、まさに地方自治の基本になるかと思っております。

難しい分野ではございますが、皆様のご協力を得て、町民のための町民の行政ができるように、頑張りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

（拍手）

議長（傳田創司君） 次に、産業観光常任委員長、小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） ただ今、産業観光常任委員会において、委員長に就任いたしました小野章一でございます。産業観光においては、非常に範囲が広い委員会でありまして、委員皆様方のご協力の下で一生懸命頑張らせていただきますのでよろしくお願ひします。

（拍手）

議長（傳田創司君） 以上で、発議第4号、各常任委員会委員の指名選任についてを終わります。

## 日程第17 発議第5号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について

議長（傳田創司君） 日程第17、発議第5号、みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

事務局より発議の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 以上、朗読のとおりであります。みなかみ町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、運営委員会委員8人のうち3人は常任委員会委員長をもって当てることになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。15時40分より会議を再開いたします。

（15時25分 休憩）

（15時40分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(傳田創司君) これより議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に、

山田庄一君、穂苅清一君、小野章一君、中村正君、鈴木幸久君、河合幸雄君、本多秀律君、阿部源三君、以上8人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、選任いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただ今、選任されました議会運営委員は、暫時休憩いたしますので、委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう委員会条例第10条第1項の規定によりここに招集いたします。

また、議会運営委員会の正副委員長の互選とともに、議会だより編集委員会の委員及び正副委員長の互選を行い、速やかに報告して下さい。

議会だより編集委員は、前田善成君、阿部賢一君、林一彦君、原澤良輝君、河合幸雄君、本多秀律君、以上6人を指名いたします。

---

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。分より会議を再開いたします。

(15時43分 休憩)

---

(16時05分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(傳田創司君) 休憩中に議会運営委員会及び議会だより編集委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

議会運営委員長に、河合幸雄君、同副委員長に、山田庄一君、議会だより編集委員長に、林一彦君、同副委員長に、阿部賢一君、以上で報告を終わります。

ここで、各委員長より、あいさつをいただきたいと思います。

まず、議会運営委員長河合幸雄君。

(議会運営委員長 河合幸雄君登壇)

議会運営委員長(河合幸雄君) ただ今、紹介いただきました河合でございます。

議会運営委員長という大役を拝命したことに對して、議会の円滑な進め方を行うよう議長、副議長と話し合い、議員一人ひとりの意見を大切にして、議会運営を進めて行こうと思っております。この場をお借りいたしましてご協力をお願いし、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

議 長(傳田創司君) 次に、議会だより編集委員長林一彦君。

(議会だより編集委員長 林一彦君登壇)

議会だより編集委員長(林一彦君) 先程の議会だより編集委員会におきまして委員長を拝命させていただきます林でございます。

議会だよりを作って2年経っておりますが、新しいメンバーの中には前委員長の河合幸雄議員、それから本多秀律議員、原澤良輝議員と経験者もおりますし、本当に力強く感じ



ております。

新しいメンバーの前田議員と阿部賢一議員もフレッシュで入っておりまして、町民に愛される議会だよりを作っていきたいと考えております。

皆様方にも記事のご依頼等、たくさんあると思いますけれども、ご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

（拍手）

議 長（傳田創司君） 以上で発議第7号、みなかみ町議会議会運営委員会員の指名選任についてを終わります。と同時に、議会だより編集委員会委員の指名選任についても終わります。

---

## 日程第18 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第18、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

## 日程第19 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第19、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

---

議 長（傳田創司君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、総て終了いたしました。

---

## 町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例議会にお願いいたしました各議案などについて、何れも承認、可決を賜わり誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。

この14日には、岩手・宮城内陸地震が発生し、その被災の実態を知るに連れ、地震の凄さに慄然としました。両県の各地では、地滑り・ガケ崩れを引き起こし、道路は寸断され、家屋は倒壊・孤立し、また多くの死者と行方不明者を出すなど、甚大な被害が発生しました。被災された皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

地震国日本は何時、何処で地震が発生しても不思議でない状況の中で、国民の防災意識と行動にギャップがあると指摘されます。

危機感を持って、首都圏の水瓶であるダムを守ろうとする姿勢が余り見えないのも、その一つです。この機会に災害等の有事と、その復旧を念頭に、ダムの危機管理を含めた「玉原トンネル」の開削を真剣に考えるべきであります。併せて、防災対策等の一層の充実を図り、「防災計画」に沿った訓練が大切であると感じている次第であります。

今定例議会では、今年4月にスタートした「後期高齢者医療制度」が議論されました。請願等の審議結果では、75歳以上の高齢者の医療はどうなるのかと心配をしました。

一時は、「群馬県後期高齢者医療広域連合」からの離脱も脳裏をかすめました。ひとまず方向が決まりホっとしています。

私は今、高齢者の健康管理の新規事業として、「肺炎予防ワクチン」の接種を考えています。高齢者の肺炎は、三大死因の癌・心臓・脳卒中に次いで第4位であり、命取りになる重病であります。そこで、これを予防するために「肺炎予防ワクチン」の接種に対する補助事業を検討しています。

このワクチンは一度接種すると、5年間の予防効果があり、インフルエンザワクチンと両方接種すると死亡率も減少すると言われます。接種料金は1回6千円～7千円とのことですが、年齢を定め、接種を希望する方に接種料金の一部を補助するものであります。まずは利根沼田医師会等と協議して、9月定例議会までに結論を出したいと考えております。

私は定例議会を前に、私のレポートとして「町の力を生む請負契約」を示しました。

それは地方分権時代を生き抜く手法であり、そのためには地域内経済を活性化して、自主・自立の理念のもとに自己決定・自己責任・自己負担による地方政府を創ることであります。そこには利害関係による憶測から、癒着等と言う不穏当な発言も飛び出しますが、行政に携わる私達が常に公平・公正の姿勢をもって臨めば、初期の目的は達成できるものと確信しております。

国の制度の改革は、物事の捉え方を変えましたが、たとえ要綱や時代背景が変わっても、町が発注する事業を地元業者が受注して欲しいと願うのは人情であり、地域の発展のために必要なことであると考えています。

「都市計画事業」の道路建設は、その一部が既に「まちづくり交付金事業」等で決定しており、いよいよ地権者及び住民説明会に入ります。進出企業の引き合いもありますので、一日も早く、取り組みたいと願っております。

また、来年度は「教育施設整備計画」に基づき、6校の耐震補強工事を予算化する予定であります。議会でも率直に議論されて、町民に期待される町政の推進にご指導頂ければ

幸いであります。

新生「みなかみ町」が誕生してから、2年8ヶ月余りが過ぎました。

この間、改選後の町議会では傳田創司氏を議長に選出され、みなかみ町議会としての権能を遺憾なく発揮されました。

私たちは、合併後の厳しさを実感しましたが、まさに議会と行政が車の両輪となって、財政再建と懸案事項の実現に取り組みました。お陰様で「利根川源流の町・みなかみ」の礎を築くことができ、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。また、後半の町議会は傳田創司氏を議長に再選され、唯今、常任委員会等の構成も無事終了されました。引き続きのご指導とご鞭撻を、心からお願い申し上げる次第であります。

結びに、明日は24節気の一つ「夏至」であり、北半球では昼が一年のうちで最も長い日になります。夏至が過ぎ、まもなく蛍が乱舞を始めれば、本格的な夏も間近であります。

梅雨の鬱陶しさも、今しばらくですが、無災害で梅雨明けとなることを願っております。

議員各位にはご自愛の上、町政の伸展に一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠に有り難うございました。

## 議長閉会あいさつ

**議長（傳田創司君）** 町長よりご挨拶が終わりましたので、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日、私にとって、ドラマの一幕のような場面の中で選任をいただきましたことにまず心からお礼を申し上げ、今後のご協力、ご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げたいと思います。

上程をされました総ての案件、ご協力をいただきまして、スムーズな中で終了をされ、正副議長選を含め、常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会、総てを終了させていただきました大変有り難うございました。

本日は、設置をすることができませんでしたが、特別委員会等、今後現在考えている委員会、正式名は別に定めるといたしまして、今、環境問題は避けて通れない問題でございます。エネルギー問題、そしてまた人口確保、税収を図る企業誘致等の問題、そしてまた今後水上地区を中心とするところの学校問題等、多岐にわたりまして、我々に課せられた任務は広いと思います。こういう意味から、今申し上げましたような特別委員会を早急に臨時議会をもって、設置をし取り組んで行きたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 閉 会

**議長（傳田創司君）** それでは言葉は整いませんけれども重ねがさねの御お礼を申し上げ、これにて平成20年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（ 16時16分 閉会 ）